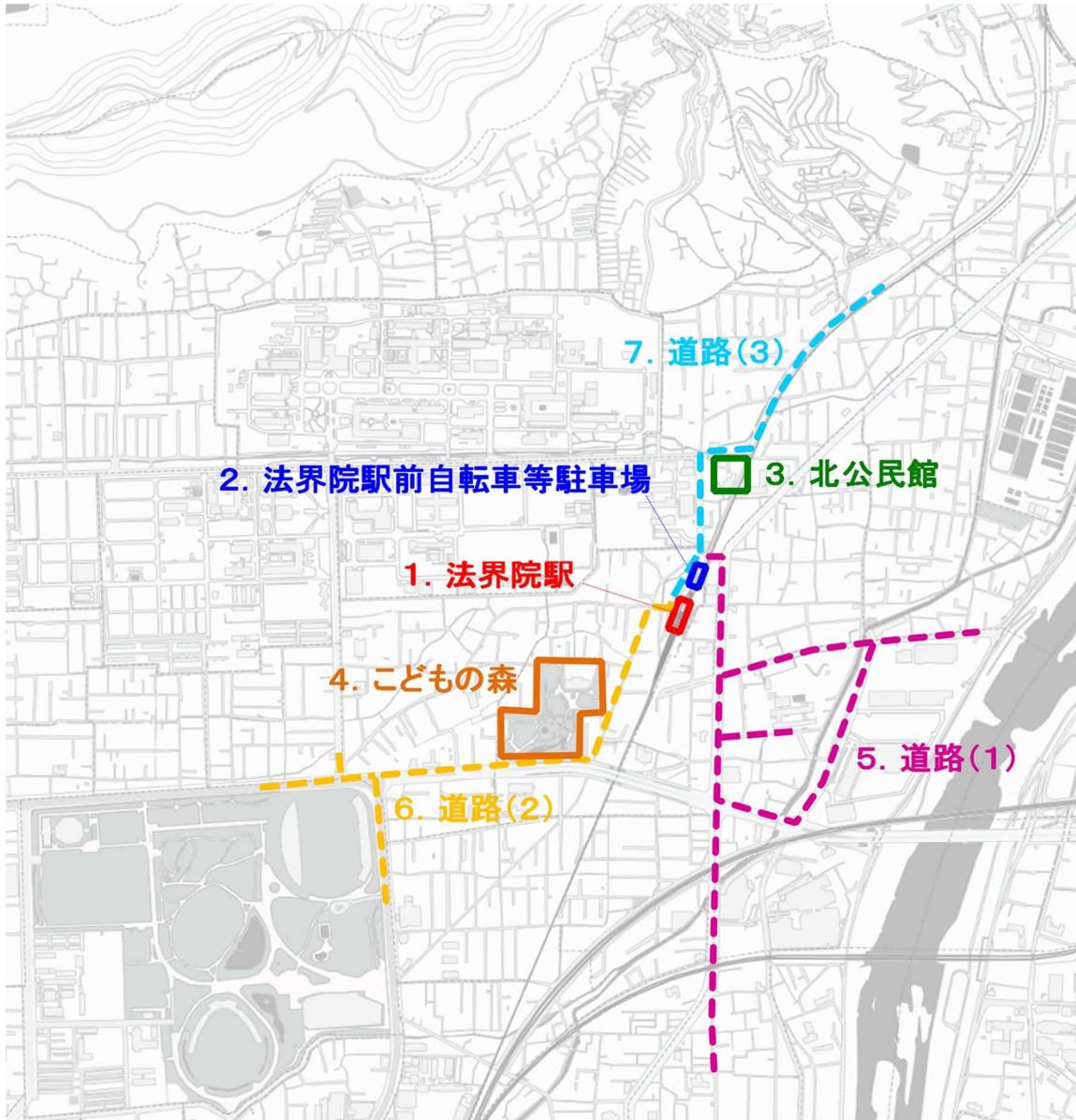


(3) 法界院駅周辺地区
＜対象施設及び道路＞



1. 法界院駅

| 項目 | 良い点 | 課題点 |
|-----------------------|--|--|
| 改札口 | ・一定の幅は確保されている。【写真ア】 | ・改札口中央に駅舎の柱があり邪魔を感じる。【写真ア】 |
| 券売機 | ・操作位置が低い位置にあり、車椅子使用者でも操作しやすい。 ・点字付きの運賃表が券売機横にある。【写真イ】 | ・使い方がわかりにくい。 ・2台あると良い。 |
| ホーム | ・広い。【写真ウ】 ・ホームに待合室がある。【写真エ】 | ・柵がなく、線路への転落の危険性がある。【写真ウ】 |
| 陸橋（階段・通路） | | ・階段の踏段幅が狭く、急である。 ・ホームへ渡る手段が階段しかない。【写真オ】 ・エレベーターが設置されていない。 |
| トイレ | ・トイレ入口まで視覚障害者誘導用ブロックが設置されている。【写真カ】 ・新しくきれい。 | ・改札内にしかトイレがない。 |
| 案内 | | ・時刻表は正面の壁に大きく表示した方が良い。 |
| その他（人的対応（心のバリアフリー）など） | | ・無人駅化され、駅員のサポートが受けられず不便を感じる。また、案内板等に記載のないことは不明。 ・駅東側からも入場できるようにするとよい。 |

| | |
|---|--|
| 写真ア | 写真イ |
|  |  |
| 写真ウ | 写真エ |
|  |  |
| 写真オ | 写真カ |
|  |  |

2. 法界院駅前自転車等駐車場



| 項目 | 良い点 | 課題点 |
|-----------------------|-------------------------|--|
| 出入口 | ・ 出入口が3カ所ある。 | |
| 駐車施設 | ・ 屋根が設置されている。【写真ア】 | ・ 駐車スペースが狭い |
| 案内設備 | ・ 案内板が正面にあり気づきやすい。【写真イ】 | ・ 点字の案内がない。 |
| その他(人的対応(心のバリアフリー)など) | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 通路や出入口部に自転車が駐車されていることや、歩道にはみ出して止められていることがある。【写真ウ】 ・ 駐輪場に放置された自転車が多数ある。 ・ 管理が不十分と感じる。 |

| 写真ア | 写真イ |
|-----|-----|
| | |
| 写真ウ | |
| | |

3. 北公民館

| 項目 | 良い点 | 課題点 |
|-----------------------|--|---|
| 出入口 | <ul style="list-style-type: none"> ・出入口正面の南北道路は、平坦で歩行しやすい。 ・出入口はバリアフリーになっている。【写真ア】 | <ul style="list-style-type: none"> ・入口から受付まで明るくすると良い。【写真イ】 |
| 受付 | <ul style="list-style-type: none"> ・出入口から近い。 | <ul style="list-style-type: none"> ・出入口から受付の場所がわかりにくい。【写真イ】 |
| 建物内通路 | | <ul style="list-style-type: none"> ・通路に置物が多く、通行の妨げとなっている。【写真イ】 |
| 上下移動 (階段・エレベーター) | <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターが出入口に近い場所にあり使いやすい。【写真ウ】 | |
| トイレ | <ul style="list-style-type: none"> ・きれい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・2階のトイレは洋式化されたが、バリアフリーではない。 |
| 駐車場 | | <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場が狭く、駐車枠が少ない。【写真エ】 |
| 案内 | | <ul style="list-style-type: none"> ・公民館の場所がわかりにくい上、入口の案内看板が見えにくい。【写真オ、カ】 ・全体的にもう少し案内板を増やせば良いと思う。 |
| その他(人的対応(心のバリアフリー)など) | <ul style="list-style-type: none"> ・職員が障害者の利用もあることを把握していることは良い。 | <ul style="list-style-type: none"> ・館内全体をもっと明るくすると良い。 ・出入口正面の南北道路に公民館利用者が駐車していることがある。 ・出入口近くに分別ごみ収集所がある。 |

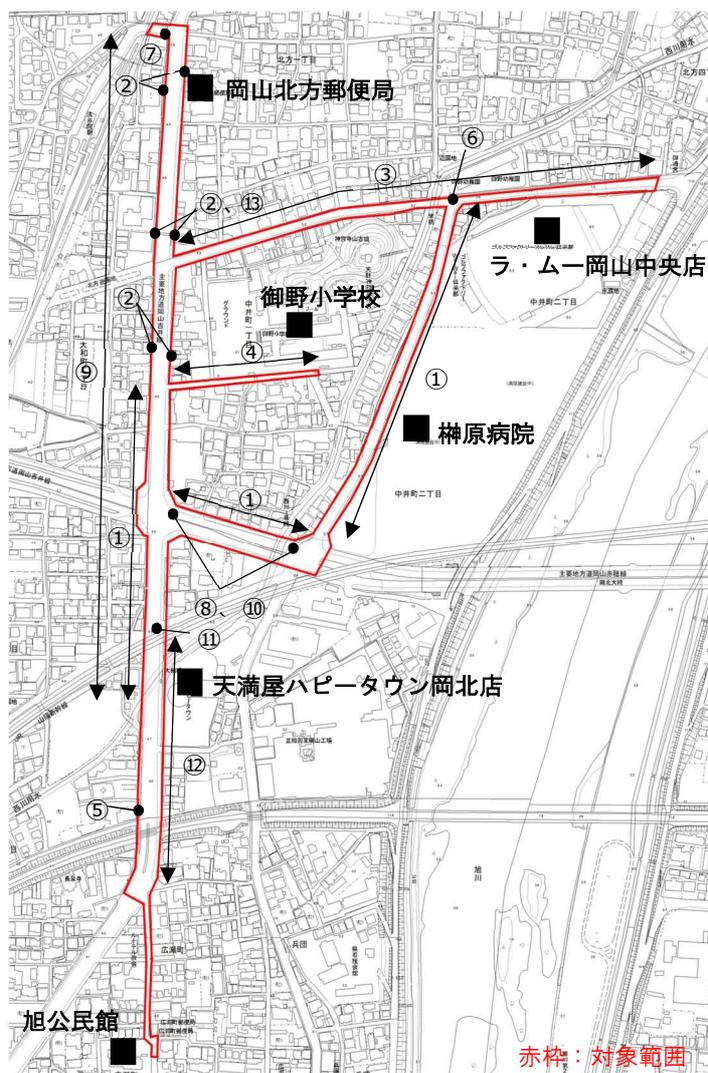
| | |
|---|--|
| 写真ア | 写真イ |
|  |  |
| 写真ウ | 写真エ |
|  |  |
| 写真オ | 写真カ |
|  |  |

4. こどもの森

| 項目 | 良い点 | 課題点 |
|-----------------------|--|--|
| 出入口 | ・正面出入口とは別に、駐車場そばにも出入口があって便利。 | ・車椅子使用者は、どの入口からも入りづらい。 |
| 園路 | ・広く、変化に富んだ作りとなっていて良い。 ・よく整備されていて美しい。 | |
| トイレ | ・管理棟と砂場横に、それぞれバリアフリートイレが設置されている。【写真ア】 ・清掃が行き届いている。 | ・和式トイレが多く使いにくい。 ・タッチレスの水栓にすると良い。 ・全体的に古く、使用を躊躇してしまう。 |
| 受付 | ・正面入口のすぐ横にあり、わかりやすい。 | ・オープンになっておらず、声をかけにくい。【写真イ】 |
| 休憩施設（ベンチ等） | ・あずまやや木陰にベンチがあり、くつろげる雰囲気がある。【写真ウ】 ・ペンキの塗り直しがされており使いやすい。 | |
| 案内設備 | | ・案内図は入口付近に1カ所しかなく、位置も良くない。【写真エ】 ・園内全景図に現在地を示した案内板が園内の要所に設置されていると良い。 ・車椅子使用者が園内を通行する場合、どこが通りやすいかわからない。 |
| 駐車場 | ・平日の昼間としては十分なスペースがある。 | ・狭い。 |
| その他（人的対応（心のバリアフリー）など） | | ・入口正面の広いスペースが活用されておらずもったいない。 ・園入口から駐車場までの通路は一方通行で、帰りは園西側の生活道路を通じて大通りに出る必要があるが、道路幅員が狭くすれ違えないので、地域住民に迷惑がかかっている。 ・子供だけでなく、大人の散策としても楽しめる施設であるため、施設のネーミングがもったいないと感じる。 |

| | |
|---|--|
| 写真ア | 写真イ |
|  |  |
| 写真ウ | 写真エ |
|  |  |

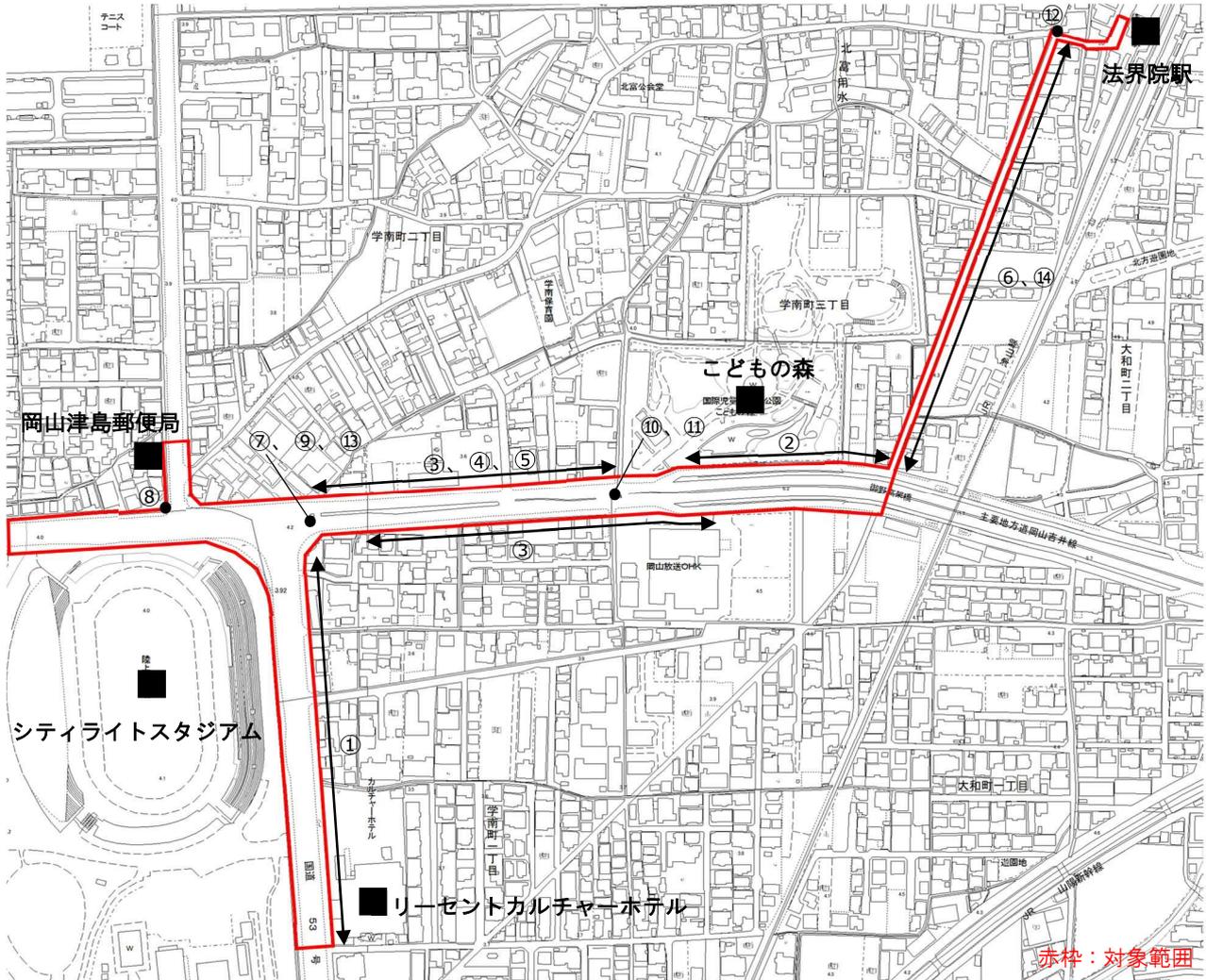
5. 道路（1）



| 項目 | 良い点 | 課題点 |
|-----------------------|-------------------------|---|
| 歩道等 | ①幅員が広く移動しやすい。【写真ア、イ】 | ②バス停や陸橋部分の歩道が狭い。【写真ウ、エ】 ③街路樹や植栽で非常に狭い。また、電柱で狭くなっている箇所もある。【写真オ】 ④道路側溝に蓋がない。【写真カ】 ⑤鉄板蓋が損傷し、穴が開いていて危険。【写真キ】 |
| 交差点（横断歩道、信号機など） | ⑥歩車分離式の信号が設置されている。【写真ク】 | ⑦自転車が信号待ちで混み合い危険。 ⑧横断歩道が長いので、渡り切れるかわからず躊躇する。 |
| その他（人的対応（心のバリアフリー）など） | | ⑨自転車が歩行者の横をスピードを出して通行する様子はとても危険。一方、車道の路肩を自転車が走行しているのも危険に感じる。 ⑩強引に曲がる車両が多く危険。 ⑪信号無視の車両が見受けられ危険。 ⑫信号（横断歩道）が少なく、道路を横切る人が多い。 ⑬歩道橋の老朽化対策が必要。 |

| | |
|--|---|
| <p>写真ア</p>  | <p>写真イ</p>  |
| <p>写真ウ</p>  | <p>写真エ</p>  |
| <p>写真オ</p>  | <p>写真カ</p>  |
| <p>写真キ</p>  | <p>写真ク</p>  |

6. 道路 (2)



| 項目 | 良い点 | 課題点 |
|-----------------------|---|--|
| 歩道等 | <ul style="list-style-type: none"> ①歩道幅員が広く、自転車道が整備されている。【写真ア】 ②歩車分離されている。【写真イ】 | <ul style="list-style-type: none"> ③交差点や店舗等の出入口で歩道が斜路になっている箇所があり通行しにくい。【写真ウ、エ】 ④グレーチング蓋の網目に車輪がはまりそう。【写真エ】 ⑤視覚障害者誘導用ブロックが老朽化している。【写真オ】 ⑥歩車分離されていない。また、道路幅員が狭く、電柱が通行の支障となっている。【写真カ】 |
| 交差点 (横断歩道、信号機など) | <ul style="list-style-type: none"> ⑦音響式の信号機が設置されている。【写真キ】 | <ul style="list-style-type: none"> ⑧交差点東側の横断歩道がなくなったので、信号待ちで混み合う。 ⑨歩行者用信号機(北側)が横断歩道から離れた位置にあり気づきにくい。【写真キ】 ⑩音響式の信号機でない。 ⑪北側道路から広い道路に出る際に、建物で見通しが悪く、車両が歩道をふさぐ形で止まって左右確認するので、歩行者等の通行の支障となっている。【写真ク】 |
| 案内 | | <ul style="list-style-type: none"> ⑫法界院駅への案内板がなく路地に迷い込みやすい。 |
| その他(人的対応(心のバリアフリー)など) | | <ul style="list-style-type: none"> ⑬自転車利用者が多く、交通マナーに問題がある。 ⑭スピードを出す車が多い。 |

写真ア



写真イ



写真ウ



写真エ



写真オ



写真カ



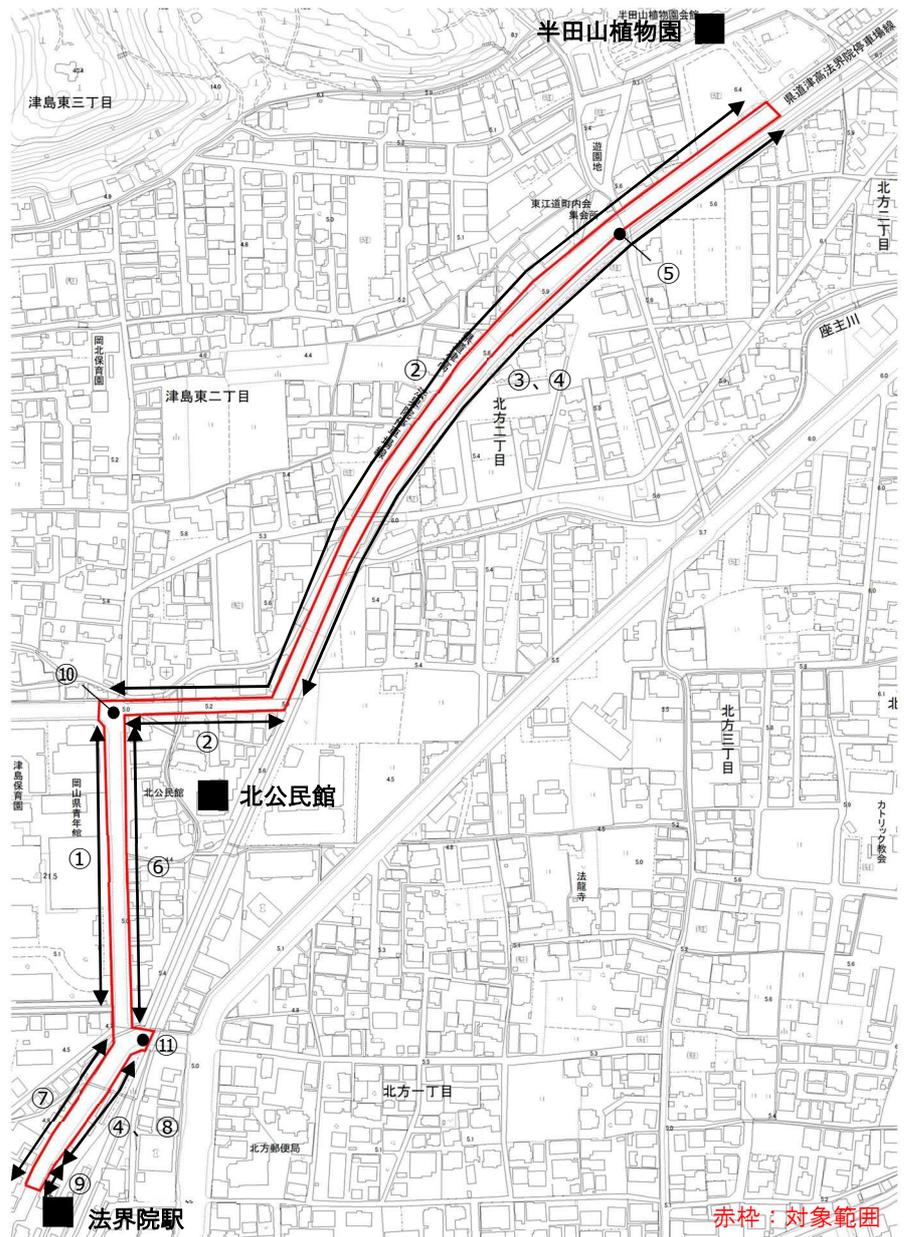
写真キ



写真ク



7. 道路 (3)



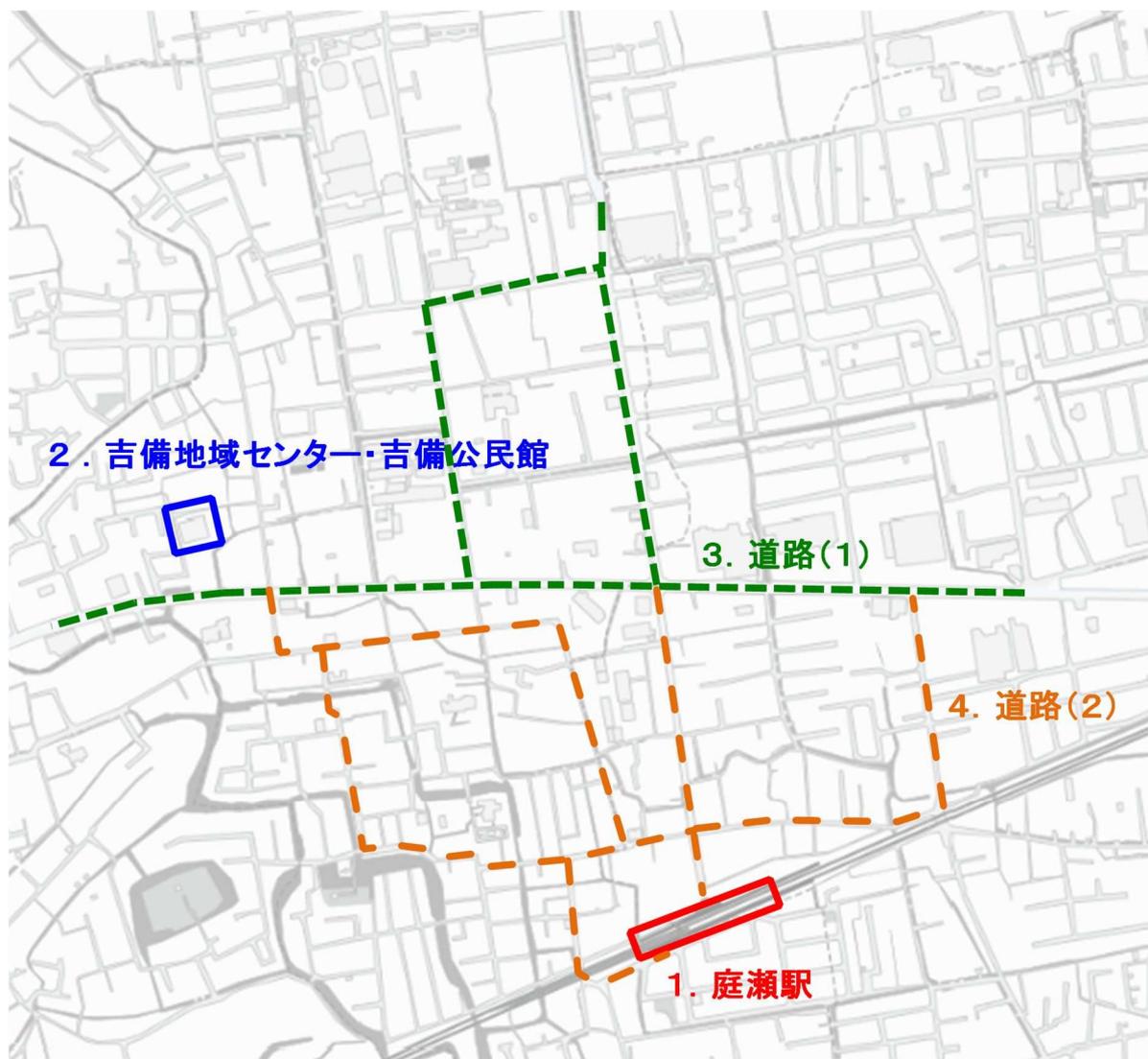
| 項目 | 良い点 | 課題点 |
|-------------------------|---------------|---|
| 歩道等 | ①通行しやすい。【写真ア】 | ②歩道がない上、路側帯も狭く危険。【写真イ】 ③歩道に凹凸や段差がある。【写真ウ】 ④車道側に傾斜している。 ⑤雨の日には水溜まりができて歩道が狭くなる。【写真エ】 ⑥歩道幅員が狭い。【写真オ】 ⑦路側帯は広いが、歩道はない。【写真カ】 ⑧視覚障害者誘導用ブロックが劣化している箇所がある。【写真キ】 ⑨駅手前（北側）で歩道、視覚障害者誘導用ブロックが途切れている。【写真ク】 |
| 交差点 (横断歩道、 信号機など) | | ⑩車、自転車、歩行者が行き交い、危険を感じる。信号待ちのスペースが狭い。 |
| その他(人的対応(心のバリアフリー)など) | | ⑪踏切北西部の線路側道から自転車が縦横無尽に横切っていくので危険。 |

| | |
|--|---|
| <p>写真ア</p>  | <p>写真イ</p>  |
| <p>写真ウ</p>  | <p>写真エ</p>  |
| <p>写真オ</p>  | <p>写真カ</p>  |
| <p>写真キ</p>  | <p>写真ク</p>  |

8. その他の意見

・岡山駅から半田町までLRT化がされると良い。

(4) 庭瀬駅周辺地区
＜対象施設及び道路＞



1. 庭瀬駅

| 項目 | | 良い点 | 課題点 |
|----|---------|-----|----------------------|
| 北口 | スロープ・階段 | | ・ 階段に手すりがあると良い。【写真ア】 |
| 南口 | スロープ・階段 | | ・ スロープの幅員が狭い。【写真イ】 |

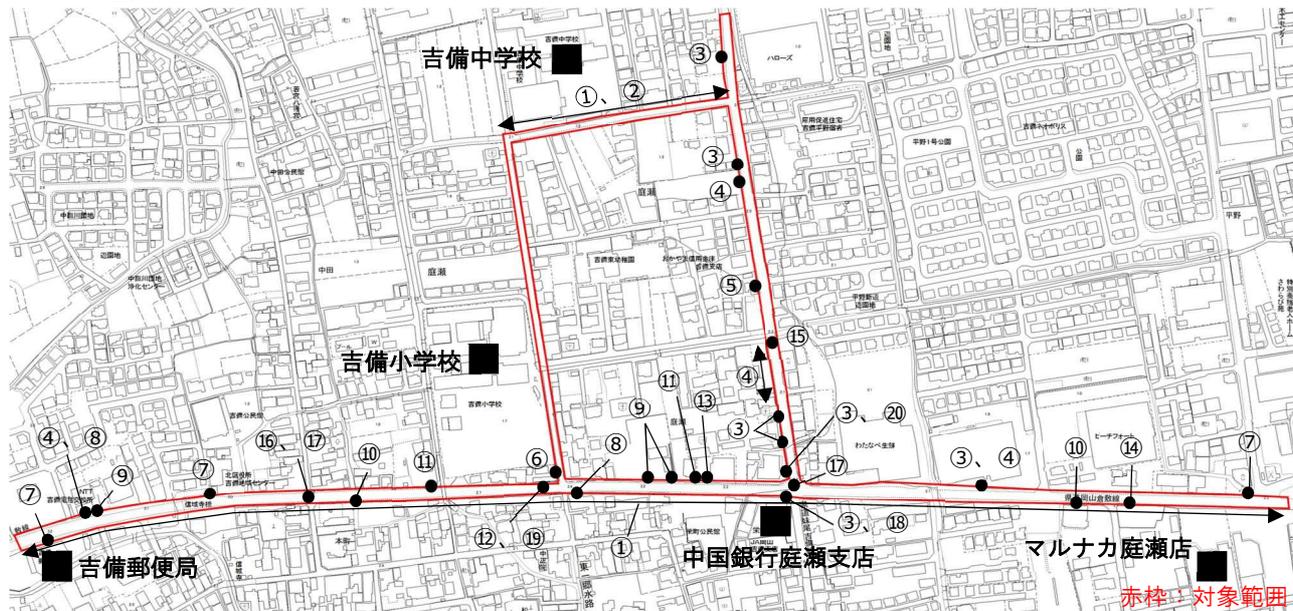
| 写真ア | 写真イ |
|---|--|
|  |  |

2. 吉備地域センター・吉備公民館

| 項目 | 良い点 | 課題点 |
|-----------|-----|--|
| 出入口・敷地内通路 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域センター前の階段に視覚障害者誘導用ブロックがない。【写真ア】 ・ 公民館は、入口まで視覚障害者誘導用ブロックが設置されている。一方地域センターは、入口まで設置されていない。【写真イ】 ・ 公民館の出入口が狭く、すれ違うことができない。【写真ウ】 |
| 建物内通路 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館内部にスライド式の自動ドアがあるが、幅員が狭い。【写真エ】 |

| 写真ア | 写真イ |
|---|--|
|  |  |
| 写真ウ | 写真エ |
|  |  |

3. 道路（1）



| 項目 | 良い点 | 課題点 |
|-------------------------|-----|---|
| 歩道等 | | <p>①歩道に凹凸がある。車椅子使用者には通行が困難な箇所もある。 【写真ア】</p> <p>②柵、ポール等が設置されていた形跡があるが、復旧されていない箇所がある。【写真イ】</p> <p>③電柱、信号機の設備（BOX）、案内標識があり、狭くなっている。 【写真ウ、エ】</p> <p>④歩道が傾斜している。【写真オ】</p> <p>⑤路側帯が狭い。どこを通行してよいかわからない。【写真カ】</p> <p>⑥歩道が途切れており路側帯が狭い。段差がある。【写真キ】</p> <p>⑦施設の入口や交差点等の位置がわかるように、歩道上に視覚障害者誘導用ブロックを設置すると良い。【写真ク】</p> <p>⑧歩道が狭い。【写真ケ】</p> <p>⑨歩道の幅員が部分的に狭くなっている。【写真コ】</p> <p>⑩歩車分離の縁石等があると良い。【写真サ】</p> <p>⑪柵が通行の支障となっている。【写真シ】</p> <p>⑫陸橋部分の歩道が狭い。また陸橋階段下の支柱がむき出しで危険。【写真ス】</p> <p>⑬歩道に段差がある。【写真セ】</p> <p>⑭グレーチング蓋の網目が大きいため、白杖がはまる。【写真ソ】</p> <p>（全体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外側線、横断報道などの白線が消えている箇所が多数ある。 ・ラバーポールが破損したままの状態になっている箇所がある。 |
| 交差点 （横断歩道、 信号機など） | | <p>⑮交通量が多く通学路でもあるため、押しボタン式の信号機があると良い。</p> <p>⑯転落防止柵があり、信号機のボタンが押しにくい。【写真タ】</p> <p>⑰音響式の信号機があると良い。</p> <p>⑱横断歩道と歩道の交差部に段差がある。【写真チ】</p> |
| その他（人的対応（心のバリアフリー）など） | | <p>⑲陸橋の通路や階段の排水がうまくできておらず、雨の日には水が溜まっている。【写真ツ】</p> <p>⑳県道岡山倉敷線から左折する車が外側線を越えて通行することがあり、歩行者にとって危険を感じる。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>写真ア</p>  | <p>写真イ</p>  |
| <p>写真ウ</p>  | <p>写真エ</p>  |
| <p>写真オ</p>  | <p>写真カ</p>  |
| <p>写真キ</p>  | <p>写真ク</p>  |
| <p>写真ケ</p>  | <p>写真コ</p>  |

写真サ



写真シ



写真ス



写真セ



写真ソ



写真タ



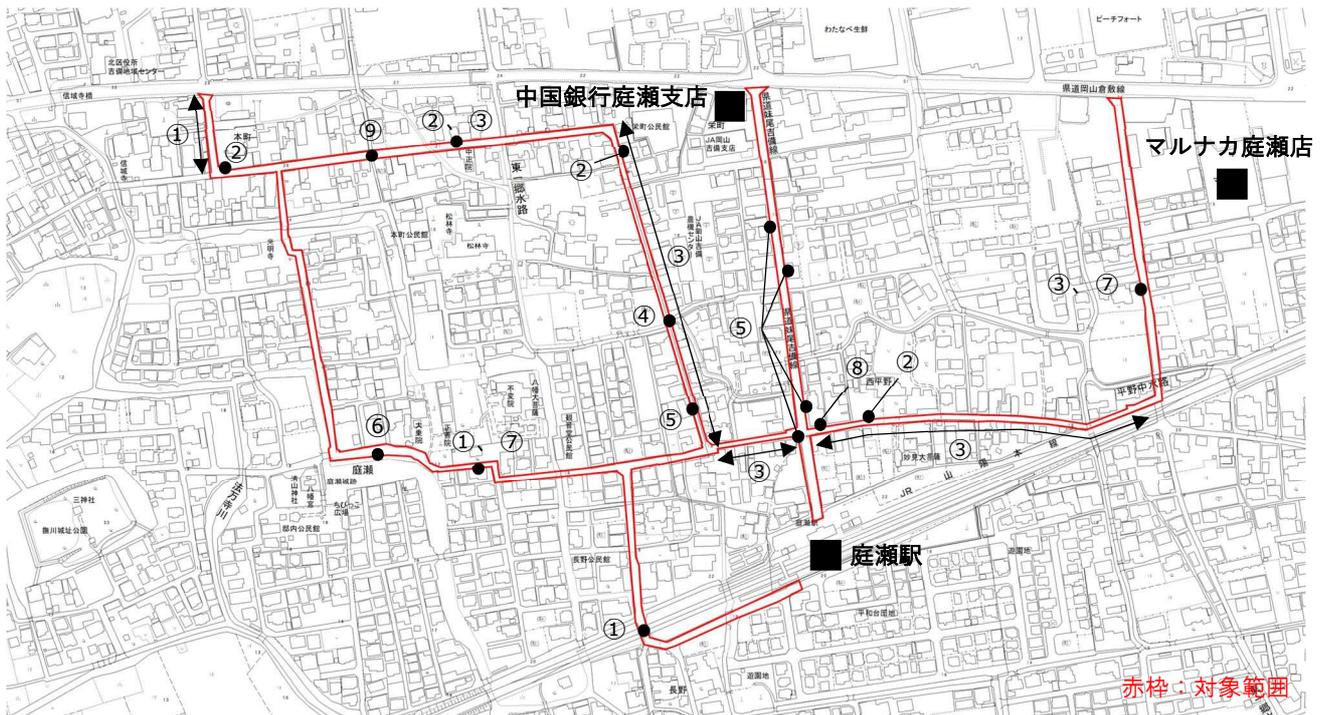
写真チ



写真ツ



4. 道路（2）



| 項目 | 良い点 | 課題点 |
|-----------------------|-----|---|
| 歩道等 | | <p>①歩車分離されていない。【写真ア、イ】</p> <p>②段差がある。【写真ウ】</p> <p>③路側帯が狭い。【写真エ、オ】</p> <p>④本地点の北側南側で路側帯の位置が道路の東側西側に変わる。【写真エ】</p> <p>⑤電柱が路側帯にあり、狭い。【写真カ】</p> <p>⑥雨の日は、水溜まりができて通行しにくい。【写真キ】</p> <p>⑦蓋掛けのない溝がある。【写真ク】</p> <p>⑧路側帯が側溝に向かい傾斜している。【写真ケ】</p> <p>（全体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外側線、横断報道などの白線が消えている箇所が多数ある。【写真エ】 ・ラバーポールが破損したままの状態になっている箇所がある。 |
| その他（人的対応（心のバリアフリー）など） | | <p>⑨横断歩道に歩行者がいても、一時停止しない車がいる。通学路でもあり危険。【写真コ】</p> |

写真ア



写真イ



写真ウ



写真エ



写真オ



写真カ



写真キ



写真ク



写真ケ



写真コ



5. その他の意見

＜地区内の商業施設に対する意見＞

- ・車椅子使用者が通行するスペースがない。
- ・店舗出入口を示す視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。
- ・階段やスロープ前後に視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。
- ・階段の前後と階段の床面が同じ模様となっており、弱視の方は階段の位置が確認しづらい。
- ・店舗出入口前の階段の角になっている部分に手すりがあると良い。

参考5. 岡山市バリアフリー推進協議会規約

岡山市バリアフリー推進協議会規約

(目的)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第24条の4第1項及び第26条第1項の規定に基づき、岡山市バリアフリー基本計画（以下「基本計画」という。）の策定及び実施に関する必要な協議を行うため、岡山市バリアフリー推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 基本計画及び基本計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 基本計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(会長)

第4条 協議会には会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、助言等を求めることができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、岡山市都市整備局都市・交通部交通政策課に置く。

附 則

- 1 この規約は、令和2年8月20日から施行する。

参考6. 岡山市バリアフリー推進協議会委員名簿

<委員>

令和4年3月23日（第4回協議会）時点

| | 所属 | 氏名 |
|--------------|-----------------------------|--------------|
| 学識経験者 | 環太平洋大学 副学長 | 阿部 宏史 |
| | 岡山理科大学経営学部経営学科 准教授 | 川島 聡 |
| 利用者代表 | 岡山市連合町内会 副会長 | 祇園 茂 |
| | 岡山市連合婦人会 理事 | 西田 郁子 |
| | 一般社団法人岡山市老人クラブ連合会 会長 | 遠藤 剛 |
| | 岡山市障害者団体連合会 会長 | 宮本 敏行 |
| | 外国人市民代表 | DANG CHI ANH |
| 交通事業者 | 西日本旅客鉄道株式会社岡山支社企画課 課長 | 桐畑 修一 |
| | 岡山電気軌道株式会社 代表取締役専務 | 磯野 省吾 |
| | 公益社団法人岡山県バス協会 会長 | 小嶋 光信 |
| | 一般社団法人岡山県タクシー協会 会長 | 梶川 政文 |
| 施設設置 管理者 | 国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所交通対策課 課長 | 石川 卓郎 |
| | 岡山市都市整備局 局長 | 林 恭生 |
| | 一般社団法人岡山県建築士会 理事 | 藤田 佳篤 |
| 県警察 | 岡山県警察本部交通部交通規制課 課長 | 馬場 一晃 |
| | 岡山県警察本部交通部交通指導課 課長補佐 | 難波 裕文 |
| | 岡山中央警察署交通第一課 課長 | 上田 敏一 |
| | 岡山西警察署交通第一課 課長 | 嘉数 雄教 |
| | 岡山東警察署交通課 課長 | 母里 勝晃 |
| 経済・産業 ・観光 | 岡山商工会議所 副会頭 | 高谷 昌宏 |
| | 公益社団法人おかやま観光コンベンション協会 専務理事 | 河野 広幸 |
| 国土交通省 | 国土交通省中国運輸局岡山運輸支局 支局長 | 出口 敦 |
| 岡山市 | 岡山市都市整備局 都市・交通・公園担当局長 | 平澤 重之 |

参考 7. 検討経緯

| 会議名 | 開催日 | 主な検討内容 |
|--|---------------|--|
| 第1回 岡山市バリアフリー 基本計画庁内検討会 | 令和2年2月7日(金) | ○制度概要 ○岡山市バリアフリー基本計画策定に向けて ・岡山市の現状と課題 ・岡山市バリアフリー基本計画策定の方針について ・策定の進め方 |
| 第1回 岡山市バリアフリー 推進協議会 | 令和2年8月20日(木) | ○協議会の設置及び会長の選任について ○制度概要 ○岡山市バリアフリー基本計画策定に向けて ・岡山市の現状と課題 ・岡山市バリアフリー基本計画策定の方針について ・策定の進め方 ○岡山駅周辺まち歩き点検ワークショップについて |
| 岡山駅周辺まち歩き 点検ワークショップ (対象:岡山駅地区) | 令和2年10月14日(水) | ○岡山駅周辺の旅客施設や建築物、道路等を対象としたバリアフリー上の課題抽出 |
| 第2回 岡山市バリアフリー 基本計画庁内検討会 | 令和3年1月28日(木) | ○岡山市バリアフリー基本計画について ・移動等円滑化促進地区・重点整備地区の追加設定(案) ・岡山駅周辺まち歩き点検ワークショップの実施結果 ・バリアフリー化促進に向けた今後の取組について |
| 第2回 岡山市バリアフリー 推進協議会 | 令和3年2月4日(木) | ○岡山市バリアフリー基本計画について ・移動等円滑化促進地区・重点整備地区の追加設定(案) ・岡山駅周辺まち歩き点検ワークショップの実施結果 ・バリアフリー化促進に向けた今後の取組について |
| 地元アンケート (対象:高島駅周辺 地区・上道駅周辺地 区・法界院駅周辺地 区・庭瀬駅周辺地区) | 令和3年6~7月 | ○高島駅周辺地区・上道駅周辺地区・法界院駅周辺地区・庭瀬駅周辺地区の旅客施設や建築物、道路等を対象としたバリアフリー上の課題抽出 |
| 第3回 岡山市バリアフリー 基本計画庁内検討会 | 令和3年12月15日(水) | ○岡山市バリアフリー基本計画について ・地元アンケートの調査結果 ・重点整備地区における特定事業の設定 ・移動等円滑化促進地区における「行為の届出制度」について |

| 会議名 | 開催日 | 主な検討内容 |
|-------------------------------|-------------------------|---|
| 第3回 岡山市バリアフリー 推進協議会 | 令和3年12月24日(金) | ○岡山市バリアフリー基本計画について ・地元アンケートの調査結果 ・重点整備地区における特定事業の設定 ・移動等円滑化促進地区における「行為の届出制度」について |
| パブリックコメント | 令和4年2月1日(火) ～3月2日(水) | ○岡山市バリアフリー基本計画(素案)に対する意見募集 |
| 第4回 岡山市バリアフリー 基本計画庁内検討会 | 令和4年3月10日(木) | ○岡山市バリアフリー基本計画について ・特定事業について ・パブリックコメントの結果について ・岡山市バリアフリー基本計画(案)について |
| 第4回 岡山市バリアフリー 推進協議会 | 令和4年3月23日(水) | ○岡山市バリアフリー基本計画について ・特定事業について ・パブリックコメントの結果について ・岡山市バリアフリー基本計画(案)について |

参考 8. 用語集

| あ行 | | |
|-----------|------------|---|
| い | 移動等円滑化 | 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用にかかる身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。（＝バリアフリー化） |
| い | 移動等円滑化基準 | バリアフリー法に基づく、移動等円滑化のために必要な旅客施設、車両、道路、信号機、建築物、路外駐車場、都市公園などの構造や設備等に関する適合基準。 |
| い | 移動等円滑化基本構想 | バリアフリー法に基づき、重点整備地区について、具体的なバリアフリー化の事業を定めるために市区町村が作成するもの。 |
| い | 移動等円滑化促進地区 | バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針に定める、優先的にバリアフリー化の促進が必要な地区。 |
| い | 移動等円滑化促進方針 | バリアフリー法に基づき、移動等円滑化促進地区について、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市区町村が示すもの。 |
| お | オストメイト | 腹部等に排泄するためのストーマ（人工肛門・人工膀胱）を持つ人のこと。 |
| お | オストメイト対応設備 | トイレ等でオストメイトが排泄物の処理やストーマ装具の交換・装着などをするための設備であり、汚物流し台や温水シャワー、荷物置き、化粧鏡、着替え台などがある。 |
| お | 音響式信号機 | 歩行者用灯器が青色であることを視覚障害者に知らせるため、誘導音を出す装置がついている信号機。  |
| 出典：内閣府 HP | | |
| か行 | | |
| か | ガイドライン | 国や自治体などが、関係者らが取り組むことが望ましいとされる指針や、基準となる目安などを示したもの。 |
| く | グレーチング | 鋼材等を格子状に組んだ側溝の蓋。  |
| け | 経過時間表示式信号機 | 信号交差点における横断歩行者の安全性を向上させるため、経過時間（待ち時間及び残り時間）を表示した信号機。  |
| 出典：内閣府 HP | | |
| こ | 高齢化率 | 総人口に対する 65 歳以上の人口の割合。 |

| | | |
|-----------|----------------|---|
| こ | 心のバリアフリー | 様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。 |
| こ | コミュニケーション支援ボード | 話し言葉でのコミュニケーションが困難な人たちや、日本語がわからない外国人とのコミュニケーションを支援するための絵記号や写真等を用いたボード。 |
| さ行 | | |
| さ | サイン | 道路や鉄道駅、建築物などに設置される誘導表示や案内図。 |
| し | 市街化調整区域 | 市街化を抑制すべき区域のこと。岡山市の市街化調整区域においては、積極的な都市整備を予定しておらず、開発許可制度により開発が規制されている。 |
| し | 市街地再開発事業 | 市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする事業。 |
| し | 視覚障害者誘導用ブロック | 視覚障害者を安全に誘導するために床面、路面等に敷設されている、点状又は線状の突起のあるブロック（プレート）。 |
| し | JIS | 日本の産業製品に関する企画や測定法などが定められた日本の国家規格のこと。（＝日本産業規格） |
| し | 施設設置管理者 | 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築主等、施設のバリアフリー化を行う事業者。 |
| し | 社会的障壁 | 障害者にとって、日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような、社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など）、観念（障害のある方への偏見など）その他一切のもの。 |
| し | 重点整備地区 | バリアフリー法に基づく移動等円滑化基本構想に定める、重点的かつ一体的にバリアフリー化を行う必要がある地区。 |
| し | 障害者差別解消法 | 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年6月制定、平成28年4月1日施行）の略称。国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として制定され、差別の禁止と合理的配慮などを位置づけている。 |
| し | 触知（案内）図 | 視覚障害者が手で触れて現在地や目的地を把握できるよう、面・線・点・点字等の地図情報を凹凸で表現したもの。 |
| す | スパイラルアップ | 計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Act）のPDCAサイクルに基づき取組を進めながら理想に向かっていくプロセス。「継続的に改善すること」として用いられる。 |
| せ | 生活関連経路 | 生活関連施設相互間の経路のこと。 |
| せ | 生活関連施設 | 高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設のこと。 |
| せ | 生活道路 | 日常生活に利用される道路のこと。 |

| | | |
|-----------|------------|--|
| せ | (バスの) 正着 | バスの乗降口と停留所の間を小さくして停車すること。 |
| そ | ソフト | 人、システム、制度など主に運用に関するもの。 |
| た行 | | |
| た | だんばな 段鼻 | 階段の踏み面の先端部。  |
| て | 低床車両 | 路面電車やバスなどで、床面を低く作り、出入口の段差を小さくして乗降しやすくした車両のこと。 |
| と | 特定建築物 | 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム等、多数の人が利用する建築物。 |
| と | 特定公園施設 | 移動等円滑化が特に必要なものとして、バリアフリー法施行令に定める公園施設（都市公園の出入口、園路及び広場など）。 |
| と | 特定事業 | バリアフリー法に基づく基本構想に記載される事業（バリアフリー化に関する事業）で、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業、及び教育啓発特定事業をいう。 |
| と | 特定事業計画 | バリアフリー法に基づく基本構想で特定事業を定めた場合、関係する事業者が基本構想に即して特定事業を実施するために作成する計画。 |
| と | 特定旅客施設 | 1日あたりの平均的な利用者の人数が5千人以上である旅客施設、その他バリアフリー法施行令で定める要件に該当する旅客施設。 |
| と | 特定路外駐車場 | 道路の附属物である駐車場、公園施設である駐車場、建築物及び建築物に附属する駐車場を除く路外駐車場であって、駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であり、かつ駐車料金を徴収するもの。 |
| と | 特別支援学校 | 障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。 |
| と | 都市機能誘導区域 | 医療・福祉・商業といった生活サービス施設等の立地を誘導する区域のこと。 |
| な行 | | |
| に | ニーリング | バスのエアサスペンションの空気を抜いて車体を傾け、段差を緩和することで乗り降りをしやすくする機能。 |
| の | ノーマライゼーション | 障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す考え方のこと。 |

| | | |
|-----------|--------------------|---|
| の | ノンステップバス | すべての方が乗り降りしやすいよう床面を低くし、乗降口の段差をなくしたバス。 |
| は行 | | |
| は | ハード | 道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。 |
| は | バリアフリー | 障害者などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。ここでいうバリアには、物理的、社会的、制度的、心理的、情報面など、全ての障壁を含む。 |
| は | バリアフリートイレ | 高齢者、障害者等が利用する各種便房の総称。機能分散し個別機能を備えた便房（車いす使用者用便房、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児用設備を有する便房）、個別機能を組み合わせた便房がある。（＝高齢者障害者等用便房） |
| は | バリアフリー法 | 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成18年12月20日施行。令和2年6月10日改正。一体的・総合的なバリアフリー施策を促進するために、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した法律。 |
| ひ | ピクトグラム | 不特定多数の人々が利用する公共交通機関や公共施設、観光施設等において、文字・言語によらず対象物、概念又は状態に関する情報を提供する図形。 |
| ほ | ホームドア | プラットホーム縁端部に設けた壁とドアによりプラットホームと線路を仕切り、列車到着時のみドア部が開閉する設備。プラットホームからの転落、プラットホーム上での列車との接触、線路内への侵入等の防止に効果がある。 |
| や行 | | |
| ゆ | ユニバーサルデザイン | あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。 |
| ゆ | ユニバーサルデザイン タクシー | 足腰の弱い高齢者、車椅子使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすいタクシーのこと。 |
| ら行 | | |
| り | 立地適正化計画 | 都市全体の観点からの医療・福祉・商業等の都市機能や居住の立地、公共交通の充実に関する包括的な計画のこと。 |
| り | 療育手帳 | 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して交付される手帳。 |
| わ行 | | |
| わ | ワークショップ | 一方的な情報提供ではなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で議論や問題解決、創造を行う場、又はその活動手法のこと。 |

岡山市バリアフリー基本計画（令和4年〇月策定）

岡山市 都市整備局 都市・交通部 交通政策課

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

TEL：086-803-1376 FAX：086-234-0435